

受付期間 10月3日(月)～31日(月)

来年4月からの保育所等利用申し込み

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3167 FAX 229-3451

・・・保育所等とは・・・

保護者が働いている場合や、病気などのために保育が必要と認められた小学校就学前の子どもに、保護者に代わって保育を行う施設です。保育所と保育を提供する認定こども園、地域型保育事業があります。

・・・利用申し込みをするには・・・

教育・保育給付認定の申請

保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

※1号認定を受けて認定こども園を利用する場合の申し込み方法は、広報津8月1日号をご覧ください。

認定区分の種類

保育の必要性や年齢によって分かります。

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上の子ども(2号認定を除く)	市立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園(おおむね4時間の利用)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間

2号認定または3号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。認定された「保育必要量」によって、保育所等を利用できる時間が変わります。



保育必要量	利用可能時間(1日当たり)	認定条件の例
保育標準時間	必要に応じて最長11時間 (おおむね7時30分～18時) ※保育所等により異なります。	月120時間以上の就労または介護・看護、就学、妊娠・出産、障がい・疾病、災害復旧により保育が必要と認められる場合
保育短時間	必要に応じて最長8時間 (8時30分～16時30分)	月60時間以上120時間未満の就労または介護・看護、就学、求職活動などにより保育が必要と認められる場合

・・・提出書類等と申し込み方法・・・

提出書類等

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための書類(7ページ表参照)
- 保育所等利用申込書
- 児童の健康状態確認書
- 意見書(教育・保育給付認定を希望する子どもに障がいがあるなど配慮が必要な場合のみ)
- 利用申し込みをする子どもと保護者のマイナンバーカードまたは通知カードと面接に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

人確認ができるもの(運転免許証など)

申し込み 子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項を記入し提出

提出先 子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等

※5月1日以降に利用開始を希望する場合は、利用希望開始日の2カ月前から受け付けます。



・・・利用までのスケジュール・・・

9月 申込書類の配布

10月 保育所等利用申し込み、教育・保育給付認定申請の受け付け

11月 保育所等の利用に当たっての面接(日時と実施場所は、申込書類受け付け時にお知らせ)

来年2月 保育所等利用決定のお知らせ

来年3月 利用開始に伴う各保育所等での説明会

